



# 校長スケッチ



令和8年4月15日（水） 1年生交通安全教室

市の交通安全指導員さんを招いて、1年生を対象に交通安全教室を実施しました。  
自転車安全利用五則を中心に、道路交通法の一部改正により導入された青切符制度なども含めてお話をいただきました。自他の安全を意識して自転車を利用してほしいです。



**自転車安全利用五則**

1. 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先

**自転車安全利用五則**

歩道が走れるときって？

13歳未満の子どもと70歳以上の高齢者

「自転車・歩行者通行可」の標識がある歩道

**自転車安全利用五則**

歩道は歩行者優先

歩行者の通行の妨げになる時は、一時停止しましょう。

『徐行』  
すぐ止まることができる速度

**覚えておこう！**

自転車専用通行帯 → 左側通行

**危険な運転はやめましょう**

二人乗り 並進

イヤホン・ヘッドホン 携帯電話（スマホ） 傘さし運転